

指定認知症対応型共同生活介護事業所
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホームつつじが丘サテライト運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こもはら福祉会が設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護従事者及び看護従事者（以下「従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難になった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 6 前各項のほか、「名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準等を定める条例」及び「名張市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の貯めの効果的支援の方法に関する基準を定める条例」に定める（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームつつじが丘サテライト
- (2) 所在地 名張市つつじが丘北5番町162番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、介護職兼務）
管理者は、従業者の管理、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第2条第6項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名（介護職が兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう第7条の介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 7名（6名以上）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話等の支援を行う。
- (4) 看護従業者 1名（非常勤）
看護従事者は、24時間連携のもと、法人施設看護師により定期的な訪問を実施する。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第7条の介護計画の作成
- (2) 日常生活の援助
日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。
- (3) 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

(4) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

(5) 食事介助

ア 朝食、昼食又は夕食の提供

イ 食事の準備、後片付け

ウ 食事摂取の介助

エ その他必要な食事の介助

(6) 入浴介助

ア 入浴又は清拭

イ 衣服の脱着、身体の清拭、洗濯、洗身の介助

ウ その他必要な入浴の介助

(7) 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

(8) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する相談、援助等を行う。

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。

3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。

4 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従事者及び利用者が介護計画に基づき利用する他のサービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとし、当該介護保険対象サービス費は介護保険負担割合証に定める割合の額となる。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)(以下、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準とあわせて「厚生労働大臣が定める基準」と総称する。)によるものとし、当該介護保険対象サービス費は介護保険負担割合証に定める割合の額となる。

- 2 前項以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 家賃については、月額 45,000 円を徴収する。
- 4 入居時保証金については、入居時に 200,000 円を預かる。
なお、入居時保証金については、退居時に居室の原状回復費用を差し引いた残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、入居時保証金から差し引いて家賃に充当することがある。
- 5 食事の提供に要する費用については、日額 1,500 円を徴収する。
- 6 光熱水費(居室の照明、空調電気使用料及び設備保守管理料並びに水道使用料及び下水道使用料)及び修繕費(居室の修繕に係る費用)等については、管理費として月額 28,500 円を徴収する。
- 7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 8 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族等に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、第16条第2項の運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、利用者又はその家族等に対し、事前に文書により説明した上で、支払に同意する旨の文書の署名(記名押印)をうける。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者又は要支援者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症

の状態にあることの確認を行う。

- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- 5 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第11条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取扱いにより行うものとし、その実施状況を第16条第2項の運営推進会議に報告する。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講

じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ装置等を活用して行うことができるものとする。）
従業者に周知徹底を図る。とともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第13条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

- 第14条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の連携方法について周知徹底する。

（ハラスメント）

- 第15条 すべての介護従事者は、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント

及び妊娠・出産・育児休暇・介護休業に関するハラスメント等により、勤務場所等において他の職員等に対し、相手の望まない言動により、それによる相手方の対応によって職務遂行上で一定の不利益を与え、あるいは、就労環境を悪化させる行為を防止するために必要な処置を講じる。

(参考)

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族等に周知する。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の同意を予め文書により得るものとする。

(損害賠償対応)

第18条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、

利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、利用者に対して損害を賠償する。ただし、利用者に過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され、又は賠償額を減免されることがある。

2 事業所は、万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険に加入するものとする。

(運営推進会議)

第19条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においては、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以上「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画書に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 サービス担当者会議において利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市に通知する。
- 7 事業所の所在市以外の介護保険被保険者又はその家族等から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 8 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人こもはら福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(改正)

第22条 この規定を改正又は廃止したときは社会福祉法人こもはら福祉理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和4年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。